特定野菜等に関する特例業務方法書

園流第332-1号 平成12年 5月10日承認 園流第312号 平成13年 5月15日承認 園流第363号 平成14年 5月20日承認 園流第212号 平成15年 3月26日承認 園流第225号 平成16年 3月29日承認 園流第421号 平成17年 4月26日承認 園流第1088号 平成18年 3月 9日承認 園流第457号 平成18年11月 6日承認 園流第660号 平成19年 3月 9日承認 園流第326号 平成19年 8月21日承認 園流第751号 平成20年 3月31日承認 園流第253号 平成20年 7月10日承認 園流第697号 平成21年 3月31日承認 園流第672号 平成22年 3月31日承認 園流第650号 平成23年 3月30日承認 産振第102号 平成23年 5月26日承認 産振第728号 平成24年 3月30日承認 産振第 48号 平成25年 4月12日承認 産振第 67号 平成26年 4月17日承認 産振第812号 平成27年 3月27日承認 産振第213号 平成27年 7月 6日承認 産振第 7号 平成28年 4月 6日承認 産振第1092号平成29年 2月24日承認

(趣旨)

第1条 この特例業務方法書は、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領(昭和51年10月 1日付け51食流第5508号、農林事務次官依命通知(以下「要領」という。)第3の3(1)のアに基づき、公益社団法人茨城県農林振興公社(以下「公社」という。)が行う特定野菜等供給産地育成価格差補給事業(以下「特定野菜等事業」という。)の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この業務方法書において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 対象特定野菜等 別表 1、別表 2 及び別表 3 に掲げる野菜であって、茨城県青果物標準出荷規格 又は公社が茨城県知事の承認を受けて定める規格の合格品であるものをいう。
 - (2) 共同出荷組織等 要領第3の3の(3)に規定する共同出荷組織、又は3の(4)に規定する相当規模 生産者をいう。
 - (3) 対象市場群 業務区分ごとに別表1、別表2及び別表3に定める市場をいう。
 - (4) 対象出荷期間 業務区分ごとに別表1、別表2及び別表3に定める期間をいう。
 - (5) 価格差補給金 対象特定野菜等の価格が対象出荷期間中に対象市場群で著しく低落した場合 において、公社が共同出荷組織と対象特定野菜等の出荷について委託関係にある生産者又は相当規模生産者に対して、その経営に及ぼす影響を緩和するため に交付する金員をいう。

(6) 価格差補給交付金等

価格差補給金の交付のために、公社が共同出荷組織に対して交付する金員をいう。

(特定野菜等事業の実施)

- 第3条 特定野菜等事業は、公社が申込みのあった価格差補給交付金等交付予約数量(以下「交付予約数量」という。)に応じた価格差補給交付金等を共同出荷組織等に交付することにより行う。
- 2 他の特例業務方法書に係る事業の対象となっている野菜については、この特例業務方法書に係る事業の対象とすることはできない。

(事業期間の設定及び短縮)

- 第4条 特定野菜等事業の業務(以下「業務」という。)は、別表1、別表2及び別表3の業務区分ごとに3年度を1単位とする事業期間を設定して行う。
- 2 事業期間は、交付準備金の減少により業務の実施が困難であると認められる場合その他やむを得ない場合においては、茨城県知事の承認を得てこれを短縮することができる。

(交付予約数量の申込み)

第5条 共同出荷組織等は、価格差補給交付金の交付を受けようとするときは、交付を受けようとする 最初の年度における対象出荷期間の開始日の1か月前までに、事業期間ごと及び業務区分ごとに価格 差補給交付金等交付予約数量申込書(様式第1号)により公社に申込まなければならない。

この場合において、共同出荷組織等は、別表1及び別表2に掲げる最低基準額の11分の9に相当する額を最低基準額とみなして価格差補給交付金等の交付を受けるべき契約(以下「特例45」という。)、最低基準額の11分の10に相当する額を最低基準額とみなして価格差補給交付金等の交付を

受けるべき旨の契約(以下「特例50」という。)又は最低基準額の11分の12に相当する額を最低基準額とみなして価格差補給交付金等の交付を受けるべき旨の契約(以下「特例60」という。)の締結を申し込むことができるものとする。又、別表3に掲げる最低基準額の6分の5に相当する額を最低基準額とみなして価格差補給交付金等の交付を受けるべき旨の契約(以下「特例50」という。)、最低基準額の12分の11に相当する額を最低基準額とみなして価格差補給交付金等の交付を受けるべき旨の契約(以下「特例55」という。)、最低基準額の12分の13に相当する額を最低基準額とみなして価格差補給交付金等の交付を受けるべき旨の契約(以下「特例65」という。)、又は最低基準額の6分の7に相当する額を最低基準額とみなして価格差補給交付金等の交付を受けるべき旨の契約(以下「特例65」という。)の締結を申し込むことができるものとする。

2 公社は、前項の申込みを承認したときは、遅滞なくその旨を当該共同出荷組織等に通知するとともに、茨城県知事に報告するものとする。

(負担金の納入)

- 第6条 公社は、前条第2項の規定により共同出荷組織等に承認の通知をしたときは、当該共同出荷組織等に負担金を負担させるものとする。
- 2 前項の負担金の額は、業務区分ごとに別表 1、別表 2 及び別表 3 の資金造成単価(特定野菜事業の特例45にあってはこの額の 5 分の 7 に相当する額、特例50にあってはこの額の 5 分の 6 に相当する額、特例60にあってはこの額の 5 分の 4 に相当する額、指定野菜事業の特例50にあってはこの額の 3 分の 4 に相当する額、特例55にあってはこの額の 6 分の 7 に相当する額、特例65にあってはこの額の 6 分の 5 に相当する額、特例70にあってはこの額の 3 分の 2 に相当する額)の額に、前条第1項の申込書に記載した交付予約数量を乗じて得た額に別表 1 に掲げる対象特定野菜等にあっては 3 分の 1、別表 2 に揚げる特定野菜等にあっては 4 分の 1、別表 3 に掲げる対象特定野菜等にあっては 100分の25を乗じて得た額とする。

ただし、当該事業期間の直前の事業期間において、交付準備金に残額があった業務区分について負担金を納入した共同出荷組織等に係る負担金の額は、本文により算定した額から公社が定める額を控除した額とする。

- 3 負担金の納入期限は、価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の年度の対象出荷期間の 開始日の前日の10日前の日(その日が日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号) に規定する休日及び土曜日(以下「休日等」という。)に当たるときは、その後最初に到来する休 日等以外の日)までとする。
- 4 負担金は、信連等預貯金口座振替により納入するものとする。

(交付予約数量の増加)

第7条 第5条第2項の規定による承認を受けた共同出荷組織等が、交付予約数量の増加を申込むときは「価格差補給交付金等交付予約数量増加申込書(様式第2号)を提出するものとする。

2 前2条の規定は、前項の申込みについて準用する。この場合において、「価格差補給交付金等交付 予約数量申込書(様式第1号)」とあるのは、「価格差補給交付金等交付予約数量増加申込書(様 式第2号)」と、「価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の年度」とあるのは「交付予 約数量の増加分について価格差補給交付金等を受けようとする最初の年度」と、「前条第1項の価 格差補給交付金等交付予約数量申込書に記載した交付予約数量」とあるのは「第7条第2項におい て準用する前条第1項の価格差補給交付金等交付予約数量申込書に記載した交付予約数量の増加 分」と、「交付予約数量」とあるのは「交付予約数量増加数量」と読み替えるものとする。

(延滞金)

第8条 公社は、共同出荷組織等が負担金をその納入期限の日までに納入しない場合は、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数により納入しなかった金額につき年利5.0%の割合で計算した額の延滞金を徴するものとする。

ただし、その額が、100円に満たない額であるときは、その徴収を免除することができる。

(負担金の相殺の禁止)

第9条 共同出荷組織等は、負担金を納入する債務について、公社に対するいかなる債権とも相殺する ことができない。

(価格差補給交付金等の交付)

- 第10条 価格差補給交付金等の交付は、業務区分ごとに第5条第1項の規定による申込みをした共同 出荷組織等が、その生産者の委託を受けて当該対象出荷期間に当該対象市場群に対して出荷した対象 特定野菜等の旬(たまねぎにあっては月、以下同じ)別の平均販売価額(当該業務区分に係る共同出 荷組織全部の当該対象出荷期間の旬別の販売価額(消費税に相当する額を除く。以下同じ。))をそれ と対応する旬の当該対象特定野菜等の出荷数量で除して得た額(以下「旬別平均販売価額」という。) が別表1、別表2及び別表3の当該業務区分の保証基準額(消費税に相当する額を除く。以下同じ。 以下「保証基準額」という。)を下回った場合に業務区分ごとに当該共同出荷組織等に対して交付準 備金から支出して行うものとする。
- 2 旬別平均販売価額の算定に当たっては、毎月1日から10日まで、11日から20日まで及び21日から その月の末日までをそれぞれ1旬として計算するものとする。ただし、対象出荷期間に属する旬の 日数が7日未満である旬の日は、当該対象出荷期間内のその旬と接続している旬に含めるものとす る。

(価格差補給交付金等の金額)

第11条 価格差補給交付金等の金額は、業務区分ごと及び共同出荷組織等ごとに旬別の価格差補給交付金等交付単価に当該共同出荷組織がその生産者の委託を受けて、又は当該相当規模生産者が直接に、

当該旬別の価格差補給交付金等交付単価に対応する期間に当該対象市場群に出荷した当該対象特定 野菜等の数量(その数量が、その数量を当該対象出荷期間に当該対象市場群に出荷した対象特定野菜 等の数量で除して得た数値に当該共同出荷組織等に係る交付予約数量を乗じて得た数量を上回る場 合には、交付予約数量を乗じて得た数量)を乗じて得た額の合計額とする。

2 前項の価格差補給交付金等交付単価は、業務区分ごとに保証基準額から旬別平均販売価額(旬別平均販売価額が別表1、別表2及び別表3の業務区分ごとの最低基準額(消費税に相当する額を除く。以下同じ。) (特定野菜事業の特例45にあってはこの額の11分の9に相当する額、特例50にあってはこの額の11分の10に相当する額、特例60にあってはこの額の11分の12に相当する額、又指定野菜事業の特例50にあってはこの額の6分の5に相当する額、特例55にあってはこの額の12分の11に相当する額、特例65にあってはこの額の12分の13に相当する額、特例70にあってはこの額の6分の7に相当する額)を下回った場合には、当該最低基準額)を差引いて得た額に10分の8を乗じて得た額とする。

(出荷数量及び販売価額の認定)

第12条 公社は、対象野菜の出荷数量及び販売価額に基づき共同出荷組織等から提出された、対象市場群に属する市場の卸売業者の発行する仕切書又は買付計算書のほか、売買仕切若しくは買付に関し作成された電子計算機用磁気テープ若しくはフレキシブルディスクまたは電気通信回線で送信する売買仕切若しくは買付データ(茨城県知事が仕切書又は買付計算書と同等と認めるものを含む。以下同じ。以下総称して「仕切書等」という。)に基づいて対象野菜の出荷数量及び販売価額を認定するものとする。

(平均販売価額等の通知)

第13条 公社は、業務区分ごとに、当該対象出荷期間の終了後遅滞なく対象特定野菜等の出荷数量、 旬別平均販売価額及び価格差補給交付金等を算定し、その結果を関係共同出荷組織等に通知するとと もに茨城県知事に報告するものとする。

(価格差補給交付金等の交付申請)

- 第14条 共同出荷組織等は、価格差補給交付金等の交付を受けようとするときは、前条の通知を受けた日から2週間以内に価格差補給交付金等交付申請書(様式第4号)を公社に提出しなければならない。
- 2 共同出荷組織等は、前条の通知を受けた後、価格差補給交付金の交付を辞退するときは、速やかに 辞退届(様式第5号)を公社に提出しなければならない。

(価格差補給金の交付)

第15条 共同出荷組織等は、価格差補給金等の交付を受けたときは、速やかに、その交付を受けた価

格差補給金の金額に相当する金額を第11条第1項の委託に対する生産者に対して(生産者の直接の 委託以外の委託があるときは、順次当該委託をした者を通じて生産者に対して)、その委託に係る対 象野菜の数量を基礎として、価格差補給金を交付するものとする。

この場合、共同出荷組織等は、生産者に交付すべき価格差補給金を生産者から徴収する金額と相殺できないものとする。

ただし、生産者に対し価格差補給金の金額と負担金として徴収する金額とを明確に文書により通知 し、確認できるようにした上で相殺する場合にはこの限りではない。

- 2 価格差補給金は、生産者の預金口座に振込むか、又は受領書を徴することにより、交付した金額を 確認できるようにするものとする。
- 3 共同出荷組織等は、第1項により交付を終了したとき又は受領したときは、遅滞なく公社に対して 価格差補給交付金等交付完了報告書(様式第6号)を提出しなければならない。
 - この場合、前項の交付を確認できる書類を添付するものとする。
- 4 公社は、前項の提出があったときは、業務区分ごとに取りまとめて茨城県知事に報告するものとする。

(価格差補給交付金等の削減)

- 第16条 公社は、業務区分ごと価格差補給交付金等の額が別表1、別表2及び別表3の資金造成単価 の欄に掲げる額に当該交付予約数量を乗じて得た額を超えるときは、価格差補給交付金等の金額から 当該超える額を削減するものとする。
- 2 共同出荷組織等と特例45、特例50及び特例55の契約を行っている場合であって当該対象出荷期間中において、当該共同出荷組織が生産者の委託を受けた、又は当該相当規模生産者が直接に、対象市場群に出荷した当該対象特定野菜等の数量が、業務区分ごとに、知事の承認を受けた供給計画の出荷数量との差の数量の当該供給計画に対する割合が5分の1以上である場合には、第11条第2項の価格差補給交付金等の単価については、次の(1)又は(2)の額を上回ることができない。
- (1) 別表1及び別表2の業務区分において、特例45の締結を行っている場合にあっては資金造成単価の 7分の5、特例50の締結を行っている場合にあっては資金造成単価の6分の5
- (2) 別表3の業務区分において、特例50の締結を行っている場合にあっては資金造成単価の4分の3(キャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ又は秋冬はくさいの場合はこの単価の8分の7)、特例55の締結を行っている場合にあっては資金造成単価の7分の6(キャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ又は秋冬はくさいを除く。)

(価格差補給交付金等の一部交付等)

第17条 公社は、共同出荷組織等が次の各号の一に該当するときは、価格差補給交付金等の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した価格差補給交付金等の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- (2) 正当な理由なくして負担金の納入を怠ったとき。
- (3) 仕切書又は買付計算書の改ざんを行い、又は行わせたとき。
- (4) 交付を受けた価格差補給交付金等について、価格差補給金の交付を怠ったとき。

(交付準備金)

- 第18条 公社は、業務区分ごと、第6条第1項の規定により共同出荷組織等から徴する負担金及び県 その他の共同出荷組織等以外の者からから価格差補給交付金等の交付に充てることを条件として交 付された金銭を交付準備金として積み立てるものとする。
- 2 この事業に係る資金の果実は、管理勘定に繰り入れるものとする。

(交付準備金の振替え)

第19条 公社は、他の特例業務方法書の交付準備金からの資金の振替えは、共同出荷組織等が、他の特例業務方法書の当該契約に係る業務区分について解約の申し出を公社に行い、同時に第5条第1項の申込みをした場合に同条第2項の通知を当該共同出荷組織等にした場合に行うことができるものとする。

(負担金の返戻)

第20条 公社は、第6条第2項で控除してなお残額がある場合又は当該事業期間に係る交付予約数量の申込みを行わない共同出荷組織等に係る交付準備金に残額がある場合には、当該資金に係る共同出荷組織等から会員負担金返戻申込書(様式第3号)の提出があったときは、茨城県知事と協議して当該残額を当該共同出荷組織等に返戻することができるものとする。

(報告の徴収等)

- 第21条 公社は、必要と認めるときは、共同出荷組織等の業務の状況、価格差補給金等の交付その他について報告を徴し、調査し、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めることができる。
- 2 公社は、前項で求めた報告の徴収、調査の実施等の結果により、価格差補給交付金等を不正に受給 していると判断した場合には、不正受給者の公表、価格差補給交付金等の返還、翌業務対象年間の交 付予約数量の減量又は価格差補給交付金等の交付に関する契約の締結の拒否等の措置を講じることが できる。

付 則

- 1 この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し、平成12年4月1日から適用する。
- 2 この業務方法書の施行時において、第5条第1項の規定による交付予約数量の申込期限が既に経 過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず、平成12年4月16 日までとし、第6条第3項の規定による負担金の納入期限が既に経過している業務区分に係る負担

金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、平成12年5月1日までとする。

- 3 旧財団法人茨城県野菜価格共済補償公社との契約に基づき平成12年 3月31日及び同年4月30日 までを出荷期間とする業務区分に係る生産者補給交付金交付業務は当公社が承継し、なお従前のと おり行う。
- 4 第10条の旬別平均販売価額は、当分の間、販売金額から消費税を控除した額により計算するものとする。
- 5 別表2の冬春ピーマンのうち対象出荷期間が4月1日から6月15日までの業務区分に係る6月 1日から同月15日での間に適用される資金造成単価、保証基準額及び最低基準額については、当 分の間、別表2の夏秋ピーマンのうち対象出荷期間が6月1日から7月31日までの業務区分に係 るものを適用する。
- 6 第5条第4項の規定によりがたい対象出荷団体の負担金納入方法は、当分の間従前の例による。 付 則2 (平成13年5月15日付け承認に係るもの)
 - 1. この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し、平成13年4月1日から適用する。
 - 2. 対象出荷期間の終了日が平成13年4月30日までに係る業務区分の取り扱いについては、なお従前の例による。
 - 3. この業務方法書の施行時において、第5条第1項の規定による交付予約数量の申込期限が既に 経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず、平成13年4月 16日までとし、第6条第3項の規定による負担金の納入期限が既に経過している業務区分に係る 負担金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、平成13年5月1日までとする。
- 付 則3 (平成14年5月20日付け承認に係るもの)
 - 1.この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し、平成14年4月1日から適用する。
 - 2. 対象出荷期間の終了日が平成14年4月30日までに係る業務区分の取り扱いについては、なお従前の例による。
 - 3.この業務方法書の施行時において、第5条第1項の規定による交付予約数量の申込期限が既に経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず、平成14年4月16日までとし、第6条第3項の規定による負担金の納入期限が既に経過している業務区分に係る負担金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、平成14年4月30日までとする。
- 付 則4 (平成15年3月26日付け承認に係るもの)
 - 1. この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し、平成15年4月1日から適用する。
 - 2.この業務方法書の施行時において、第5条第1項の規定による交付予約数量の申込期限が既に経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず、平成15年4月16日までとし、第6条第3項の規定による負担金の納入期限が既に経過している業務区分に係る負担金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、平成15年5月1日までとする。
- 付 則5 (平成16年3月29日付け承認に係るもの)
 - 1. この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

- 2. 対象出荷期間の終了日が平成16年4月30日までに係る業務区分の取り扱いについては、なお従前の例による。
- 3.この業務方法書の施行時において、第5条第1項の規定による交付予約数量の申込期限が既に経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず、平成16年4月16日までとし、第6条第3項の規定による負担金の納入期限が既に経過している業務区分に係る負担金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、平成16年4月30日までとする。
- 付 則6(平成17年4月26日付け承認に係るもの)
 - 1. この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
 - 2. 対象出荷期間の終了日が平成17年4月30日までに係る業務区分の取り扱いについては、なお従前の例による。
 - 3.この業務方法書の施行時において、第5条第1項の規定による交付予約数量の申込期限が既に経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず、平成17年4月15日までとし、第6条第3項の規定による負担金の納入期限が既に経過している業務区分に係る負担金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、平成17年5月2日までとする。
- 付 則7 (平成18年3月9日付け承認に係るもの)
 - 1. この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
 - 2. 対象出荷期間の終了日が平成18年4月30日までに係る業務区分の取り扱いについては、なお従前の例による。
 - 3. この業務方法書の施行時において、第5条第1項の規定による交付予約数量の申込期限が既に 経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず、平成18年 4月15日までとし、第6条第3項の規定による負担金の納入期限が既に経過している業務区分 に係る負担金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、平成18年5月1日までとする。
- 付 則8 (平成18年11月6日付け承認に係るもの)
- 1. この業務方法書は、茨城県知事の承認があった日から施行し、平成18年9月1日から適用する。 付 則9(平成19年3月9日付け承認に係るもの)
 - 1. この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
 - 2. 対象出荷期間の終了日が平成19年4月30日までに係る業務区分の取り扱いについては、なお 従前の例による。
 - 3. この業務方法書の施行時において、第5条第1項の規定による交付予約数量の申込期限が既に 経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず、平成19年 4月16日までとし、第6条第3項の規定による負担金の納入期限が既に経過している業務区分 に係る負担金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、平成19年5月1日までとする。
- 付 則10 (平成19年8月21日付け承認に係るもの)
 - 1. この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し、平成19年8月31日以降に業務 方法書第5条第1項の規定に基づき価格差補給交付金等の交付に関する申し込みの期限となる業

務区分及び同条による申し込み期限が同日前である業務区分のうち平成20年4月1日以降に出 荷を行う業務区分について適用する。

- 2. 申し込み期限が平成19年8月31日前である業務区分のうち、平成20年3月31日までに出 荷開始する業務区分については、なお従前の例による。
- 3. 別表3の対象市場群の追加又は削除については、独立行政法人農畜産業振興機構において、指定 野菜価格安定対策事業の対象市場として、指定又は削除された時点から適用する。
- 付 則11 (平成20年3月31日付け承認に係るもの)
 - 1. 業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
 - 2. 対象出荷期間の終了日が平成20年4月30日までに係る業務区分の取り扱いについては、なお 従前の例による。
- 付 則12 (平成20年7月10日付け承認に係るもの)
 - 1. この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し、平成20年7月10日から適用する。
- 付 則13 (平成21年3月31日付け承認に係るもの)
 - 1. この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し平成21年4月1日から適用する。
 - 2. 対象出荷期間の終了日が平成21年4月30日までに係る業務区分の取り扱いについては、なお 従前の例による。
 - 3. この業務方法書の施行時において、第5条第1項の規定による交付予約数量の申込期限が既に 経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず、平成21年 4月15日までとし、第6条第3項の規定による負担金の納入期限が既に経過している業務区分 に係る負担金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、平成21年5月1日までとする。
- 付 則14 (平成22年3月31日付け承認に係るもの)
 - 1. この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し平成22年4月1日から適用する。
 - 2. 対象出荷期間の終了日が平成22年4月30日までに係る業務区分の取り扱いについては、なお 従前の例による。
 - 3. この業務方法書の施行時において、第5条第1項の規定による交付予約数量の申込期限が既に 経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず、平成22年 4月15日までとし、第6条第3項の規定による負担金の納入期限が既に経過している業務区分 に係る負担金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、平成22年4月30日までとする。
- 付 則15 (平成23年3月31日付け承認に係るもの)
 - 1. この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し平成23年4月1日から適用する。
 - 2. 対象出荷期間の終了日が平成23年4月30日までに係る業務区分の取り扱いについては、なお 従前の例による。
 - 3. この業務方法書の施行時において、第5条第1項の規定による交付予約数量の申込期限が既に 経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず、平成23年

4月15日までとし、第6条第3項の規定による負担金の納入期限が既に経過している業務区分に係る負担金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、平成23年5月2日までとする。

- 付 則16(平成23年5月26日付け承認に係るもの)
 - 1. この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し、平成23年4月1日から適用する。
 - 2. 平成23年8月30日以前に業務方法書第5条第1項の規定に基づき価格差補給交付金等の交付に関する申込み期限となる業務区分の取扱いについては、なお従前の例による。
- 付 則17 (平成24年3月30日付け承認に係るもの)
 - 1.この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し平成24年4月1日から適用する。
 - 2. 対象出荷期間の終了日が平成24年4月30日までに係る業務区分の取り扱いについては、なお従前の例による。
 - 3.この業務方法書の施行時において、第5条第1項の規定による交付予約数量の申込期限が既に 経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず、平成24 年4月16日までとし、第6条第3項の規定による負担金の納入期限が既に経過している業務 区分に係る負担金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、平成24年5月1日までとする。
- 付 則18 (平成25年4月12日付け承認に係るもの)
 - 1. この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し平成25年4月1日から適用する。
 - 2. 対象出荷期間の終了日が平成25年4月30日までに係る業務区分の取り扱いについては、なお従前の例による。
 - 3.この業務方法書の施行時において、第5条第1項の規定による交付予約数量の申込期限が既に 経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず、平成25 年4月15日までとし、第6条第3項の規定による負担金の納入期限が既に経過している業務 区分に係る負担金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、平成25年4月30日までとする。
- 付 則19(平成26年4月17日付け承認に係るもの)
 - 1. この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
 - ただし、別表3に定める対象出荷期間が、平成26年3月16日から開始となる業務区分については、当該改正後の業務方法書を適用する。
 - 2. 対象出荷期間の終了が平成26年4月30日までに係る業務区分の取扱いについては、なお従前の例による。
 - 3. この業務方法書の施行時において、第5条第1項の規定による交付予約数量の申込期限が既に 経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず、平成 26年 4月15日までとし、第6条第3項の規定による負担金の納入期限が既に経過している業務区分 に係る負担金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、平成26年4月30日までとする。
- 付 則20 (平成27年3月27日付け承認に係るもの)

1. この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

ただし、別表3に定める対象出荷期間が、平成27年3月16日から開始となる業務区分については、当該改正後の業務方法書を適用する。

- 2. 対象出荷期間の終了が平成27年4月30日までに係る業務区分の取扱いについては、なお従前の例による。
- 3. この業務方法書の施行時において、第5条第1項の規定による交付予約数量の申込期限が既に 経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず、平成 27年 4月15日までとし、第6条第3項の規定による負担金の納入期限が既に経過している業務区分 に係る負担金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、平成27年4月30日までとする。

付 則21 (平成27年7月6日付け承認に係るもの)

- 1. この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2. 平成27年8月30日以前に業務方法書第5条第1項の規定に基づき価格差補給交付金等の交付に関する申込み期限となる業務区分の取扱いについては、なお従前の例による。

付 則22 (平成28年4月6日付承認に係るもの)

- 1. この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2. ただし、平成28年の春だいこんに係る業務区分について、第5条第2項の規定による申込み を承認するときは、別表3に掲げる対象出荷期間のうち、野菜指定産地解除日以降の残存期間を 対象出荷期間とする。なお、別表3に定める対象出荷期間が、平成28年3月16日から開始と なる業務区分については、当該改正後の業務方法書を適用する。
- 3. 対象出荷期間の終了日が平成28年4月30日までに係る業務区分の取扱いについては、なお 従前の例による。
- 4.この業務方法書の施行時において、第5条第1項の規定による交付予約数量の申込期限が既に 経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず平成28年 4月15日までとし、第6条第3項の規定による負担金の納入期限が既に経過している業務区 分に係る負担金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、平成28年5月2日までとする。

付 則23 (平成29年2月24日付承認に係るもの)

- 1. この業務方法書は、茨城県知事の承認のあった日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、別表3に定める対象出荷期間が、平成29年3月16日から開始となる業務区分については、当該改正後の業務方法書を適用する。
- 2. 対象出荷期間の終了日が平成29年4月30日までに係る業務区分の取扱いについては、なお

従前の例による。

- 3.この業務方法書の施行時において、第5条第1項の規定による交付予約数量の申込期限が既に 経過している業務区分に係る交付予約数量の申込期限は、同項の規定にかかわらず平成29年 4月15日までとし、第6条第3項の規定による負担金の納入期限が既に経過している業務区 分に係る負担金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、平成29年5月1日までとする。
- 4. 別表4の対象市場のうち、土浦地方卸売市場は、独立行政法人農畜産業振興機構からの通知があった日から対象市場とし、通知前は土浦市公設地方卸売市場を対象市場とする。

別表 1

業	務	区	分			資金造	保 証	最 低
				事 業 期 間	申込期限	成単価	基準額	基準額
対象野	菜	対象市場	対象出荷期間			kg当り	kg当り	kg当り
いちご		関東	4月 1日から	平成29年 4月 1日から	од +: п	147 59	500.00	40F F0
			5月31日まで	平成31年 5月31日まで	2月末日	147.53	590.00	405.59
		関東	3月 1日から	平成30年 3月 1日から	1 日 91 日	100.70	798.50	E10 07
			3月31日まで	平成32年 3月31日まで	1月31日	199.70	798.50	548.87
カリフラ!	フー	関東	10月 1日から	平成29年10月 1日から	8月31日	33.24	133.00	91.45
			12月31日まで	平成31年12月31日まで	0月31日	33.24	155.00	31.40
かんしょ		東北	7月 1日から	平成29年 7月 1日から	5月31日	32.27	129.50	89.16
			9月30日まで	平成31年 9月30日まで	0/1011	04.41	140.00	09.10
		関東	7月 1日から	平成29年 7月 1日から	5月31日	38.98	155.50	106.77
			9月30日まで	平成31年 9月30日まで	9月91日	90.90	199.90	100.77
		北陸	7月 1日から	平成29年 7月 1日から	5月31日	44.91	179.50	123.36
			9月30日まで	平成31年 9月30日まで	0/10TH	44.01	110.00	120.00
		北海道	10月 1日から	平成29年10月 1日から	8月31日	26.80	107.50	74.00
			12月31日まで	平成31年12月31日まで	0/101 H	20.00	101.00	17.00
		東北	10月 1日から	平成29年10月 1日から	8月31日	22.34	89.50	61.57
			12月31日まで	平成31年12月31日まで	0月31日	22.04	09.90	01.07
		関東	10月 1日から	平成29年10月 1日から	8月31日	28.04	28.04 112.00	76.95
			12月31日まで	平成31年12月31日まで	0万 31 日	20.04	114.00	10.ฮอ
		北陸	10月 1日から	平成29年10月 1日から	8月31日	37.05	148.00	101 60
			12月31日まで	平成31年12月31日まで	0/1911	91.00	140.00	101.03
		北海道	1月 1日から	平成30年 1月 1日から	11月30日	31.34	125.50	86.32
			4月30日まで	平成32年 4月30日まで	11万 30 日	01.04	120.00	00.04
		東北	1月 1日から	平成30年 1月 1日から	11月30日	26.14	104.50	71.83
			4月30日まで	平成32年 4月30日まで	11万 30 日	40.14	104.00	11.00
		関東	1月 1日から	平成30年 1月 1日から	11日20日	20 KO	130.50	89.77
			4月30日まで	平成32年 4月30日まで	11月30日	32.58	190.90	09.11
		北陸	1月 1日から	平成30年 1月 1日から	11月30日	39.12	156.50	107.60
			4月30日まで	平成32年 4月30日まで	11万 30 日	∂y.14	190.90	107.60
こまつな		関東	4月 1日から	平成29年 4月 1日から	2月末日	49.39	197.50	135.76
			6月30日まで	平成31年 6月30日まで	4月不日	43.33	197.00	199.70

業務	区	分			資金造	保 証	最 低
			事 業 期 間	申込期限	成単価	基準額	基準額
対 象 野 菜	対象市場	対象出荷期間			kg当り	kg当り	kg当り
すいか	関東	5月 1日から	平成29年 5月 1日から	3月31日	45.92	184.00	126.60
		5月31日まで	平成31年 5月31日まで	9月91日	40.92	104.00	120.00
	関東	6月 1日から	平成29年 6月 1日から	4月30日	33.37	133.50	91.79
		6月30日まで	平成31年 6月30日まで	4万 50 日	JJ.J1	155.50	91.79
	関東	7月 1日から	平成29年 7月 1日から	5月31日	26.45	106.00	72.94
		8月31日まで	平成31年 8月31日まで	5月51日	20.40	100.00	12.34
そらまめ	関東	5月 1日から	平成29年 5月 1日から	3月31日	61.68	247.00	169.90
(乾燥したものを除く。)		7月31日まで	平成31年 7月31日まで	3月31日	01.00	247.00	109.90
ちんげんさい	関東	5月 1日から	平成29年 5月 1日から	3月31日	43.44	173.50	119.20
		6月30日まで	平成31年 6月30日まで	5万51日	40.44	175.50	110.20
	関東	10月 1日から	平成29年10月 1日から	8月31日	48.13	192.50	132.34
		11月30日まで	平成31年11月30日まで	0万31日	40.10	192.00	102.04
	関東	12月 1日から	平成29年12月 1日から	10月31日	58.79	235.50	162.01
		2月末日まで	平成32年 2月末日まで	10/101	00.70	200.00	102.01
	関東	3月 1日から	平成30年 3月 1日から	1月31日	56.00	224.50	154.50
		4月30日まで	平成32年 4月30日まで	1/101 [00.00	224.00	104.00
生しいたけ	関東	7月 1日から	平成29年 7月 1日から	5月31日	199.72	799.50	549.85
		10月31日まで	平成31年10月31日まで	9万91日	100.12	799.00	040.00
	関東	1月 1日から	平成30年 1月 1日から	11月30日	213.54	854.00	587.08
		4月30日まで	平成32年 4月30日まで	11月30日	213.04	004.00	367.06
にら	関東	5月 1日から	平成29年 5月 1日から	3月31日	51.03	204.00	140.21
		6月30日まで	平成31年 6月30日まで	3月31日	91.09	204.00	140.21
	関東	7月 1日から	平成29年 7月 1日から	5月31日	78.70	315.00	216.62
		10月31日まで	平成31年10月31日まで	5月51日	10.10	313.00	210.02
	関東	11月 1日から	平成29年11月 1日から	9月30日	123.69	495.00	340.39
		2月末日まで	平成32年 2月末日まで	9月30日	125.09	490.00	340.39
	関東	3月 1日から	平成30年 3月 1日から	1 🗏 01 🖂	70.00	204 50	200 20
		4月30日まで	平成32年 4月30日まで	1月31日	76.22	304.50	209.22
みずな	関東	4月 1日から	平成29年 4月 1日から	о П п	EE 0.4	000 50	150 55
		6月30日まで	平成31年 6月30日まで	2月末日	55.94	223.50	153.57
	関東	7月 1日から	平成29年 7月 1日から	E = 01 =	00.04	001 50	001.00
		9月30日まで	平成31年 9月30日まで	5月31日	80.24	321.50	221.20

業務	区	分			資金造	保 証	最 低
			事 業 期 間	申込期限	成単価	基準額	基準額
対象野菜	対象市場	対象出荷期間			kg当り	kg当り	kg当り
みずな	関東	10月 1日から	平成29年10月 1日から				
		12月31日まで	平成31年12月31日まで	8月31日	73.13	293.00	201.59
	関東	1月 1日から	平成30年 1月 1日から	11 00 0	5 0.11	204.00	200.00
		3月31日まで	平成32年 3月31日まで	11月30日	76.11	304.00	208.86
みつば	関東	4月 1日から	平成29年 4月 1日から	1 1	×= 1×	220.00	1
(青みつば)		6月30日まで	平成31年 6月30日まで	2月末日	57.15	229.00	157.56
	関東	7月 1日から	平成29年 7月 1日から	1	a = aa	0.10 \$0	2.40.00
		8月31日まで	平成31年 8月31日まで	5月31日	87.36	349.50	240.30
	関東	9月 1日から	平成29年 9月 1日から	5 0 1 0	1041	* 0 * 00	0.00 0.1
		12月31日まで	平成31年12月31日まで	7月31日	134.15	537.00	369.31
	関東	1月 1日から	平成30年 1月 1日から	11 80 8	100 50	400.00	000 55
		3月31日まで	平成32年 3月31日まで	11月30日	106.58	426.00	292.77
メロン	関東	6月 1日から	平成29年 6月 1日から				
(温室メロン		7月31日まで	平成31年 7月31日まで	4月30日	57.18	228.50	157.03
を除く。)							
やまのいも	関東	1月 1日から	平成30年 1月 1日から	11月30日	54.22	216.50	148.72
(ながいも)		3月31日まで	平成32年 3月31日まで	11月30日	04.22	210.00	140.72
れんこん	東北	9月 1日から	平成29年 9月 1日から	7月31日	72.75	291.00	200.06
		12月31日まで	平成31年12月31日まで	7/7 31 1	12.10	231.00	200.00
	関東	9月 1日から	平成29年 9月 1日から	7月31日	69.06	276.50	190.17
		12月31日まで	平成31年12月31日まで	7/7 31 1	03.00	210.00	130.17
	東北	1月 1日から	平成30年 1月 1日から	11月30日	75.51	302.50	208.11
		4月30日まで	平成32年 4月30日まで	11/100 H	10.01	502.50	200.11
	関東	1月 1日から	平成30年 1月 1日から	11月30日	73.57	294.00	202.04
		4月30日まで	平成32年 4月30日まで	11/100 H	10.01	204.00	202.04

備考 北海道市場、東北市場、関東市場及び北陸市場とは、別表4に定める市場をいう。

別表 2

業務	区	分			資金造	保 証	最 低
			事 業 期 間	申込期限	成単価	基準額	基準額
対 象 野 菜	対象市場	対象出荷期間			Kg当り	kg当り	kg当り
スイート	東北	6月 1日から	平成29年 6月 1日から	4月30日	40.11	161.00	110.86
コーン		7月31日まで	平成31年 7月31日まで	4)100 H	40.11	101.00	110.00
	関東	6月 1日から	平成29年 6月 1日から	4月30日	40.70	162.50	111.62
		7月31日まで	平成31年 7月31日まで	4)100 H	40.70	102.50	111.02
ブロッコリー	関東	4月 1日から	平成29年 4月 1日から	2月末日	67.19	268.50	184.51
		6月30日まで	平成31年 6月30日まで	2万水口	07.13	200.50	104.01
	関東	10月 1日から	平成29年10月 1日から	8月31日	57.12	229.00	157.60
		12月31日まで	平成31年12月31日まで	0万51日	37.12	229.00	157.00
	関東	1月 1日から	平成30年 1月 1日から	11月30日	57.12	229.00	157.60
		3月31日まで	平成32年 3月31日まで	11月30日	01.12	449.00	197.00

備考 東北市場及び関東市場とは、別表4に定める市場をいう。

別表 3

別表 3 				I			
業務	区	分			資金造	保 証	最 低
			事 業 期 間	申込期限	成単価	基準額	基準額
対象野菜	対象市場	対象出荷期間			kg当り	kg当り	kg当り
春キャベツ	関東	4月 1日から	平成29年 4月 1日から	0 🗆 🛨 🗆	01.00	50.50	F0 1F
		5月15日まで	平成31年 5月15日まで	2月末日	21.08	79.50	53.15
	関東	5月16日から	平成29年 5月16日から	40450	1011	20 70	40.00
		6月30日まで	平成31年 6月30日まで	4月15日	16.14	60.50	40.32
夏秋キャベツ	関東	7月 1日から	平成29年 7月 1日から	X II 01 II	15 50	00.50	44 -
		10月31日まで	平成31年10月31日まで	5月31日	17.59	66.50	44.51
冬キャベツ	関東	11月 1日から	平成29年11月 1日から	0 11 00 11	1	25.50	40.50
		12月31日まで	平成31年12月31日まで	9月30日	17.39	65.50	43.76
夏秋きゅうり	関東	7月 1日から	平成29年 7月 1日から		* 0.00	100.00	100 50
		9月30日まで	平成31年 9月30日まで	5月31日	53.02	199.00	132.73
	関東	10月 1日から	平成29年10月 1日から		20.00		1 2 0 10
		11月30日まで	平成31年11月30日まで	8月31日	69.26	260.00	173.42
冬春きゅうり	関東	5月 1日から	平成29年 5月 1日から				
		6月30日まで	平成31年 6月30日まで	3月31日	45.68	171.00	113.90
	関東	11月21日から	平成29年11月21日から				
		2月末日まで	平成32年 2月末日まで	10月20日	89.13	334.00	222.59
	関東	3月 1日から	平成30年 3月 1日から	1 0 1 0	0.4.00	2.40.00	17000
		4月30日まで	平成32年 4月30日まで	1月31日	64.02	240.00	159.98
夏秋トマト	関東	7月 1日から	平成29年 7月 1日から	_			
(ミニトマ		9月30日まで	平成31年 9月30日まで	5月31日	128.33	481.00	320.59
F)	関東	10月 1日から	平成29年10月 1日から				
		11月30日まで	平成31年11月30日まで	8月31日	156.80	588.50	392.50
夏秋なす	関東	7月 1日から	平成29年 7月 1日から				
		9月30日まで	平成31年 9月30日まで	5月31日	55.35	207.50	138.31
	関東	10月1日から	平成29年10月 1日から				
		11月30日まで	平成31年11月30日まで	8月31日	72.32	271.00	180.60
春夏にんじん	東北	3月16日から	平成29年 3月16日から				
		5月31日まで	平成31年 5月31日まで	2月15日	30.49	114.50	76.39
	関東	3月16日から	平成29年 3月16日から				
	124214	5月31日まで	平成31年 5月31日まで	2月15日	37.45	141.00	94.19
	l	3/101H & C	1,7011 0,1011 0	l			

業務	区	分			資金造	保 証	最 低
			事 業 期 間	申込期限	成単価	基準額	基準額
対象野菜	対象市場	対象出荷期間			kg当り	kg当り	kg当り
春夏にんじん	東北	6月 1日から	平成29年 6月 1日から	4月30日	26.07	98.00	65.41
		7月31日まで	平成31年 7月31日まで	4月 50 日	20.07	90.00	05.41
	関東	6月 1目から	平成29年 6月 1日から	4月30日	31.75	119.50	79.81
		7月31日まで	平成31年 7月31日まで	4)100 🖂	01.70	113.50	75.01
冬にんじん	東北	11月 1日から	平成29年11月 1日から	9月30日	19.59	74.00	49.51
		12月31日まで	平成31年12月31日まで	9月90日	13.33	74.00	49.01
	関東	11月 1日から	平成29年11月 1日から	9月30日	25.18	95.00	63.52
		12月31日まで	平成31年12月31日まで	37130 H	20.10	30.00	00.02
	東北	1月 1日から	平成30年 1月 1日から	11月30日	25.46	95.50	63.68
		3月31日まで	平成32年 3月31日まで	11/100 H	20.10	00.00	00.00
	関東	1月 1日から	平成30年 1月 1日から	11月30日	26.64	100.00	66.70
		3月31日まで	平成32年 3月31日まで	11/100 日	20.04	100.00	00.70
春ねぎ	関東	4月 1日から	平成29年 4月 1日から	2月末日	66.49	249.50	166.39
(こねぎを除く))	6月30日まで	平成31年 6月30日まで	2/1//	00.10	210.00	100.00
夏ねぎ	関東	7月 1日から	平成29年 7月 1日から	5月31日	69.04	258.50	172.20
(こねぎを除く))	9月30日まで	平成31年 9月30日まで	0)1011	00.01	200.00	112.20
秋冬ねぎ	関東	10月 1日から	平成29年10月 1日から	8月31日	57.58	216.00	144.02
(はく皮して調]	12月31日まで	平成31年12月31日まで	0/101 H	01.00	210.00	111.02
整したものに	関東	1月 1日から	平成30年 1月 1日から	11月30日	60.57	227 50	151.79
限る。)		3月31日まで	平成32年 3月31日まで	11/190 日	00.07	221.50	101.75
秋冬ねぎ	関東	10月 1日から	平成29年10月 1日から				
(こねぎを除く))	12月31日まで	平成31年12月31日まで	8月31日	32.60	122.50	81.75
春はくさい	関東	3月16日から	平成29年 3月16日から	2月15日	16.22	60.50	40.23
		6月30日まで	平成31年 6月30日まで	27,131.	10,22	00.00	10.20
ほうれんそう	関東	4月 1日から	平成29年 4月 1日から	2月末日	90.27	338.50	225.66
		6月30日まで	平成31年 6月30日まで	7/1/KH	50.21	300.00	220.00
	関東	10月 1日から	平成29年10月 1日から	8月31日	92.34	346.50	231.07
		12月31日まで	平成31年12月31日まで	0/1011	<i>5</i> 2.54	940.90	201.07
	関東	1月 1日から	平成30年 1月 1日から	11月30日	81.15	304.50	203.06
		3月31日まで	平成32年 3月31日まで	11万00日	01.10	004.00	400.00

業務	区	分			資金造	保 証	最 低
			事 業 期 間	申込期限	成単価	基準額	基準額
対象野菜	対象市場	対象出荷期間			kg当り	kg当り	kg当り
夏秋ピーマン	関東	5月16日から	平成29年 5月16日から	4 H 1 F H	CC 41	940.00	165.00
		7月31日まで	平成31年 7月31日まで	4月15日	66.41	249.00	165.99
	関東	8月 1日から	平成29年 8月 1日から				
		10月31日まで	平成31年10月31日まで	6月30日	63.08	237.00	158.15
冬春ピーマン	関東	4月 1日から	平成29年 4月 1日から	0 1 4 1	01.10	20 - 20	000 70
		6月15日まで	平成31年 6月15日まで	2月末日	81.18	305.00	203.52
	関東	10月21日から	平成29年10月21日から		00.00		
		12月31日まで	平成31年12月31日まで	9月20日	90.96	341.00	227.30
たまねぎ	東北	5月 1日から	平成29年 5月 1日から	0 11 04 11	10.00		40.0
(即売)	関東	6月30日まで	平成31年 6月30日まで	3月31日	18.90	70.50	46.87
たまねぎ	東北	7月 1日から	平成29年 7月 1日から	¥ E 0.1 E	22.45	0.1.05	2 005
	関東	10月31日まで	平成31年10月31日まで	5月31日	22.40	84.00	56.00
春だいこん	関東	3月16日から	平成29年 3月16日から	0 1 1 7 1	20.04	5 0.00	71.05
		6月30日まで	平成31年 6月30日まで	2月15日	20.84	78.00	51.95

備考 東北市場、関東市場とは、別表4に定める市場をいう。

注 別表3の冬春ピーマンのうち対象出荷期間が4月1日から6月15日までの業務区分に係る6月1日から6月15日までの間に適用される資金造成単価、保証基準額及び最低基準額については、夏秋ピーマンのうち対象出荷期間が5月16日から7月31日までの業務区分に係る額をそれぞれの対象市場群区分に応じて適用する。

別表4

対象市場群 対 象 市 場 名 北海道 札幌市中央卸売市場 室蘭市公設地方卸売市場 函館市青果物地方卸売市場 釧路市公設地方卸売市場 小樽市公設市界地方卸売市場 旭一旭川地方卸売市場	対象市場群 対 象 市 場 名 関東 栃木県南公設地方卸売市場 前橋生鮮食料品総合地方卸売市場 高崎市総合地方卸売市場 桐生市公設地方卸売市場 伊勢崎地方卸売市場 館林市総合地方卸売市場 ・
室蘭市公設地方卸売市場 函館市青果物地方卸売市場 釧路市公設地方卸売市場 小樽市公設青果地方卸売市場	前橋生鮮食料品総合地方卸売市場 高崎市総合地方卸売市場 桐生市公設地方卸売市場 伊勢崎地方卸売市場 館林市総合地方卸売市場 埼玉川越総合地方卸売市場
釧路市公設地方卸売市場 小樽市公設青果地方卸売市場	桐生市公設地方卸売市場 伊勢崎地方卸売市場 館林市総合地方卸売市場 埼玉川越総合地方卸売市場
小樽市公設青果地方卸売市場	伊勢崎地方卸売市場 館林市総合地方卸売市場 埼玉川越総合地方卸売市場
	館林市総合地方卸売市場 埼玉川越総合地方卸売市場
旭一旭川地方卸売市場	埼玉川越総合地方卸売市場
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
丸果旭川地方卸売市場	
帯広地方卸売市場	地方卸売市場熊谷青果市場
マルキタ北見地方卸売市場	地方卸売市場川口中央青果市場
公設道央地方卸売市場	地方卸売市場浦和総合流通センター
苫小牧市公設地方卸売市場	大宮総合食品地方卸売市場
東北 青森市中央卸売市場	地方卸売市場さいたま春日部市場
地方卸売市場弘果弘前中央青果	(株) 所沢総合食品地方卸売市場
八戸市中央卸売市場	地方卸売市場上尾市場
仙台市中央卸売市場本場	越谷総合食品地方卸売市場
盛岡市中央卸売市場	JA全農青果センター (株) 東京センター
花巻市公設地方卸売市場	千葉市地方卸売市場
岩手県南青果地方卸売市場	市川市地方卸売市場
石巻青果花き地方卸売市場	木更津市公設地方卸売市場
秋田市公設地方卸売市場	船橋市地方卸売市場
能代青果地方卸売市場	松戸市公設地方卸売市場南部市場
秋田県南青果地方卸売市場	" 北部市場
地方卸売市場(株)丸勘山形青	果市場 地方卸売市場(株)金坂青果
山形市公設地方卸売市場	成田市公設地方卸売市場
公設庄内青果物地方卸売市場	柏市公設総合地方卸売市場
福島市公設地方卸売市場	東京都中央卸売市場築地市場
会津若松市公設地方卸売市場	ッ 大田市場
いわき市中央卸売市場	ル 葛西市場
郡山市総合地方卸売市場	ル 豊島市場
地方卸売市場東印郡山青果(株)
	" 北足立市場
関東 水戸市公設地方卸売市場	ル 板橋市場
土浦地方卸売市場	" 世田谷市場
公設鹿島地方卸売市場	11 多摩ニュータウン市場
宇都宮市中央卸売市場	東京都練馬青果地方卸売市場

対象市場群	対 象 市 場 名	対象市場群	対 象
関東	東京都八王子北野地方卸売市場	北陸	新潟市
	東京都国立地方卸売市場		地方卸
	東京都東久留米地方卸売市場		地方卸
	横浜市中央卸売市場本場		地方卸
	川崎市中央卸売市場北部市場		地方卸
	湘南藤沢地方卸売市場		地方卸
	地方卸売市場横須賀青果物(株)		地方卸
	平果地方卸壳市場(株)平塚食品青果市場		地方卸
	小田原市公設青果地方卸売市場		地方卸
	地方卸売市場神奈川青果(株)相模市場		地方卸
	JA全農青果センタ- (株) 神奈川センタ-		富山市
	甲府市地方卸売市場		高岡市
	長野地方卸売市場		金沢市
	上田連合地方卸売市場		南加賀
	松本市公設地方卸売市場		七尾市
	諏訪市公設地方卸売市場		福井市
	佐久連合地方卸売市場		地方卸
	佐久長印地方卸売市場		
	飯田市地方卸売市場		
	静岡市中央卸売市場		
	浜松市中央卸売市場		
	飯山中央地方卸売市場		
	地方卸売市場沼津中央青果本場		
	地方卸売市場三島青果市場		
	富士市公設地方卸売市場		

象市場名 市中央卸売市場 印売市場長岡中央青果(株) 印壳市場(株)三条中央青果卸壳市場 印売市場柏印柏崎青果(株) 印売市場新発田食品流通センター 印売市場(株)新津食品流通センター 印売市場十日町生鮮食品(株) 印売市場新印上越青果(株) 印売市場(株)新印北部食品流通センター 印壳市場(株)新印青果西部卸壳市場 市公設地方卸売市場 市地方卸売市場 市中央卸売市場 買公設地方卸売市場 市公設地方卸売市場 市中央卸売市場 印売市場武生青果

価格差補給交付金等交付予約数量申込書

 第
 号

 年
 月

 日

公益社団法人 茨城県農林振興公社 理事長 殿

住 所名 称代表者名

印

貴公社の特定野菜等に関する特例業務方法書第5条第1項の規定に基づき、下記事業の業務区分に係る交付予約数量を申し込みます。

記

- 1. 事業名
- 2. 業務区分、交付予約数量及び委託生産者数

対象特定野菜等	対象出荷期間	対象市場群	交付予約数量	委託生産者数

- 3. 販売方法
 - ○○○委託販売

する。

しない。

4. 価格差補給金の交付予定経路

価格差補給交付金等交付予約数量增加申込書

第		号
年	月	日

公益社団法人 茨城県農林振興公社 理事長 殿

住 所名 称代表者名

印

貴公社の特定野菜等に関する特例業務方法書第7条第1項の規定に基づき、下記事業の業務区分に係る交付予約数量を増加したいので申込みます。

記

- 1. 事業名
- 2. 業務区分
 - (1) 対象特定野菜等
 - (2)対象市場群
 - (3)対象出荷期間
- 3. 交付予約数量の増加申込数量

トン

- 4. 増加の理由
- 5. 増加後の委託生産者数、交付予約数量及び負担金

6. 販売方法

○○○委託販売

する。

しない。

7. 価格差補給金の交付予定経路

様式第3号(第20条)

会員負担金返戻申込書

 第
 号

 平成 年 月 日

公益社団法人 茨城県農林振興公社 理事長 殿

住 所名 称代表者名

印

本組合に係る会員負担金残額について、返戻を申し込みます。

記

事業名

特定野菜等価格安定事業

業務区分

- (1) 対象特定野菜等の区分
 - (2) 対象市場群
 - (3) 対象出荷期間

会員負担金残額返戻申込額

円

申し込みの理由

(例)減量、解約、単価の変更により

価格差補給交付金等交付申請書

 第
 号

 年
 月

 日

公益社団法人 茨城県農林振興公社

理事長

住 所名 称代表者名

囙

貴公社の特定野菜等に関する特例業務方法書第14条の規定により、下記の価格差補給交付金等の交付を申請します。

記

1. 価格差補給交付金等交付申請金額

- 円
- 2. 事 業 名 特定野菜等価格安定事業 (特定野菜、指定野菜)
- 3. 業務区分
 - (1) 対象特定野菜等
 - (2)対象市場群
 - (3)対象出荷期間
 - (4)交付予約数量
 - (5) 対象出荷期間内旬別交付対象数量、交付金単価及び交付金額

月	旬	業務方法書の規定に基づき	交	付	金	単	価	価格差補給交付金額
		配分された旬別交付対象数量						
月	旬	kg			円		銭	円
	•							
	•							

4. 委託生産者に対する交付方法

 第
 号

 平成
 年
 月

 日

公益社団法人 茨城県農林振興公社 理事長 殿

住 所名 称代表者名

囙

特定野菜等価格安定事業に係る価格差補給交付金等の辞退について

このことについて、下記のとおり価格差補給交付金等の申請を辞退します。

記

- 1 対象特定野菜等の区分
- 2 対象市場群
- 3 対象出荷期間
- 4 価格差補給交付金等辞退額 円
- 5 委託生産者数 人
- 6 理由
 - (例) 交付額が少額のため、生産者への配分が困難であるため。

価格差補給交付金等交付完了報告書

第 号年 月 日

公益社団法人 茨城県農林振興公社 理事長 殿

住 所名 称代表者名

囙

下記のとおり価格差補給交付金等を交付したので、報告します。

記

1. 事業名

特定野菜等価格安定事業 (特定野菜、指定野菜)

- 2. 業務区分
 - (1) 対象特定野菜等
 - (2)対象市場群
 - (3)対象出荷期間
- 3. 価格差補給交付金等の金額

円

4. 価格差補給金として交付済み額

円

- 5. 交付経過
 - (1) 価格差補給交付金等受領年月日

年 月 日

(2) 価格差補給金交付終了年月日

年 月 日

- (3) 価格差補給金生産者別交付一覧
- (4)委託生産者に対する交付方法
- (5) 交付生産者数

人

(6)特例業務方法書第15条ただし書きに定める相殺交付した場合の生産者への通知文写し

※なお、添付された明細書は交付額確認のためのみに使用します。